

〈研究ノート〉

アメリカにおける有害物質および油に係る災害・事故時の対応に関する法的枠組みについて

大坂 恵里

I. はじめに

アメリカでは、毎年二万件を超える有害物質（放射性物質を含む）や油の放出または放出のおそれにかかわる緊急事態が通報されているが、これらの緊急事態には、小規模のものから、即時の対応と近隣住民の避難を要する大規模なものが含まれている。<sup>(1)</sup>

災害・事故の発生時には、その規模によってさまざまなレベルで発生施設、地方、州、連邦で対応がなされるものであるが、本稿は、連邦レベルにおける有害物質（放射性物質を含む）および油に係る災害・事故時の対応に関する法的枠組みについて調査した結果をまとめたものである。

## Ⅱ. 合衆国環境保護庁固形廃棄物・緊急対応局緊急管理課

合衆国環境保護庁 (U.S. Environmental Protection Agency, EPA) は、有害物質の放出や油の流出によって影響を受けたコミュニティにおいて適切かつ適時の対応措置が確実に行われるよう、州・地方の初動要員の能力を超える場合や追加的支援が必要な場合には、様々な活動を調整・実施する役割を果たしている。

二〇〇四年九月五日、EPAの固形廃棄物・緊急対応局 (Office of Solid Waste and Emergency Response, OSWER) 内に、有害物質の放出や油の流出に係る災害・事故対応の中心的機関として、緊急管理課 (Office of Emergency Management, OEM) が設置された。環境に影響を与える緊急事態への予防・準備・対応は、従来はスーパーファンド緊急対応プログラム、油流出防止プログラム、化学物質緊急準備・予防課で行われていたが、OEMの設置により、統合的に行われることになった。

### Ⅲ. 有害物質および油に係る災害・事故の予防、災害・事故時の届出に関する連邦法規

有害物質 (放射性物質を含む) および油に係る災害・事故の予防または災害・事故時の届出に関して、以下の連邦法規が存在する。<sup>(2)</sup>

A. 包括的環境対処補償責任法の下での有害物質放出届出

1. 包括的環境対処補償責任法

包括的環境対処補償責任法 (Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act CERCLA)<sup>(3)</sup> は、有害物質による汚染を浄化して自然資源の損害に対処することを目的として、一九八〇年に制定された。

2. 有害物質およびその要報告量

CERCLAにおける有害物質 (hazardous substances) とは、以下のとおりである。

① CERCLA一〇一条<sup>(4)</sup>所定の有害物質

(i) 水質清浄法 (Clean Water Act, CWA)<sup>(4)</sup> の三二一条b項(2)(A)<sup>(5)</sup> に従って指定された物質 (一〇一条(A))

(ii) CERCLA一〇二条に従って指定された物質 (一〇一条(B))

(iii) 廃棄物処理法 (Solid Waste Disposal Act) 三〇〇一条<sup>(6)</sup>の下で特定されるか同条に従って列挙された性質を有する有害廃棄物 (一〇一条(C))

(iv) 大気清浄法 (Clean Air Act, CAA) 三〇七条a項<sup>(7)</sup>の下で列挙された毒性汚染物質 (toxic pollutant) (一〇一条(D))

(v) CAA一〇二条<sup>(8)</sup>の下で列挙された有害大気汚染物質 (hazardous air pollutant) (一〇一条(E))

(vi) 差し迫った危険のある化学物質で、かつ、EPA長官が毒性物質規制法 (Toxic Substances Control Act) 七条<sup>(9)</sup>に従って措置を取ったもの (一〇一条(F))

なお、石油 (原油および留分を含む) は、(i) から(vi) に含まれていなければ、CERCLA上の有害物質とはなら

ない。天然ガス、合成ガス、それらの混合物も CERCLA 上の有害物質ではない（一〇一条<sup>(14)</sup>）。

②環境に放出された場合には公衆の健康・福祉または環境に重大な危険を与えうるとして EPA 長官によって指定された物質（一〇二条 a 項）

連邦行政命令集第四〇編三〇二・四条において、約八百物質が CERCLA の有害物質として指定されている<sup>(10)</sup>。さらに、現在約千五百の放射性核種が存在することが知られているが、同条の付表 B において、放射性核種という一般的な名称の指定に加えて、約七六〇種が個別に指定されている<sup>(11)</sup>。

各有害物質には、それが放出された場合には有害物質放出届出が必要となる量―要報告量 (reportable quantity)―が定められている（一〇二条 a 項）。要報告量は、規則によって設定されていない限りは一ポンド、または、CWA 三二一条 b 項<sup>(12)</sup>によって要報告量が設定されている有害物質についてはそれと同量である（一〇二条 b 項）。ただし、放射性核種の単位はキュリーである。個別に指定されている放射性核種には、有害性に応じて〇・〇〇一から千キュリーまで七段階の要報告量が割り当てられているが、それ以外の放射性核種の要報告量は一キュリーである<sup>(13)</sup>。

### 3. 有害物質放出届出

船舶の責任者または海上・陸上の施設の責任者は、当該船舶または施設から有害物質が一〇二条の下で設定された要報告量以上放出されたことを知った時、CWA に基づいて設置された全国対応センター (National Response Center, NRC) にすみやかに届け出なければならない（一〇三条 a 項）。但し、連邦によって許可された放出は届出の対象とならない（同）。NRC は、当該届出を、影響を受ける州の知事を含む、あらゆる適切な政府機関に迅速に伝えなければならない（同）。

#### 4. 罰則

すみやかに有害物質放出届出を行わなかったか、誤ったまたは誤解させる情報が含まれていることを知りながら届出を行った船舶・施設の責任者は、合衆国法典第一八編<sup>(14)</sup>所定の条文に従った刑事罰もしくは三年以下(二回目以降の訴追の場合には五年以下)の自由刑またはこれを併科される(一〇三条b項)。

#### B. 緊急対処計画および地域住民の知る権利法の下での緊急対処計画・緊急放出届出

##### 1. 制定の経緯

緊急対処計画および地域住民の知る権利法 (Emergency Planning and Community Right-to-Know Act, EPCRA)<sup>(15)</sup> は、一九八六年一〇月七日、CERCLAを修正するスーパーファンド修正・再授權法 (Superfund Amendments and Reauthorization Act)<sup>(16)</sup> の第三編として成立した。

ボパール事件<sup>(17)</sup>を契機として制定されたEPCRAは、コミュニティの有害化学物質情報へのアクセスを改善することと、州政府・地方政府・部族政府に化学物質の放出に対する緊急対処計画を策定させることを目的としている。

#### 2. 州緊急対処委員会と地区緊急対処計画委員会の設置

各州の知事は、州緊急対処委員会 (State emergency response commission, SERC) を設置しなければならない (三〇一

条 a 項)。S E R C は、緊急対処計画地区を指定し(三〇一条 b 項)、地区緊急対処計画委員会(local emergency planning committee, LEPC)を設置しなければならない(三〇一条 c 項)。

### 3. 対象施設・対象物質

E P C R A の対象となるのは、特別危険物質(extremely hazardous substances)が基準計画量(threshold planning quantity)を超えて存在する施設である。E P A 長官は、特別危険物質とその基準計画量を指定している(三〇二条 a 項、40 CFR Part 355 付録 A)。現在、約三六〇物質が特別危険物質として指定されており、そのうち約三分の一以上が C E R C L A 上の有害物質でもある<sup>18)</sup>。

対象施設の所有者・管理者は、新たに特別危険物質が基準計画量を超えて施設に存在することになった場合、または、すでに施設に存在している物質が特別危険物質に指定された場合には、その日から六〇日以内に S E R C および L E P C に届け出なければならない(三〇二条 a 項(2)(3)、同条 b 項(1)、同条 c 項)。

### 4. 緊急対処計画

L E P C は、緊急対処計画(emergency planning)を策定し、少なくとも年に一度は再検討しなければならない(三〇三条 a 項)。緊急対処計画は、以下の事項を含まなければならない(三〇三条 c 項)。

①緊急対処計画地区内の対象施設、特別危険物質表に掲載された物質の輸送ルート、対象施設に近接しているため追加リスクに寄与するか追加リスクにさらされる施設(病院や天然ガス施設等)の特定

②特別危険物質表掲載物質の放出に対して、施設の所有者・管理者および地区の緊急対処関係者・医療関係者が

従うべき方法・手続

③ 計画の実施に必要な判断を行うコミュニケーション緊急コーディネーターおよび施設緊急コーディネーターの選任

④ 放出が生じた場合に、施設緊急コーディネーターおよびコミュニケーション緊急コーディネーターが、緊急対処計画において指定された者と公衆に、信頼性のある効果的で時宜にかなった通知を行う手続。三〇四条所定の緊急放出届出の内容と矛盾しないこと。

⑤ 放出が生じたことと、放出によって影響を受けやすい地域や人々を判断する方法

⑥ コミュニティおよび各施設の非常設備・施設の詳細と、当該非常設備・施設の責任者の特定

⑦ 予防的避難と代替的な交通ルートの準備を含む避難計画

⑧ 地区の緊急対処関係者・医療関係者の訓練スケジュールを含む訓練プログラム

⑨ 既存の緊急対処計画の方法およびスケジュール

## 5. 緊急放出届出

(1) 緊急放出届出 (emergency release notification) が義務付けられる放出

① 特別危険物質が、有害化学物質が製造・使用・貯蔵された施設から放出され、かつ、そのような放出がCERCLA一〇三条a項の下で届出を要求される場合には、当該施設の所有者・管理者はすみやかに緊急放出届出をしなければならぬ(三〇四条a項(1)(a))。

② 特別危険物質が、有害化学物質が製造・使用・貯蔵された施設から放出され、かつ、そのような放出がCERCLA一〇三条a項の下で届出を要求されていない場合には、当該施設の所有者・管理者は、そのような放出が以

下に該当する場合に限って、速やかに緊急放出届出をしなければならない(三〇四条a項(2)(a))。

(i) CERCLA一〇一条(10)に定義された連邦によって許可された放出ではなく、

(ii) EPA長官が通知を必要とする(規則によって)判断した量を超過し、かつ

(iii) CERCLA一〇三条a項の下での届出を要求する態様で生じた場合

③特別有害物質表に掲載されていない物質が、有害化学物質が製造・使用・貯蔵されている施設から放出され、かつ、そのような放出がCERCLA一〇三条a項の下で届出を要求される場合には、当該施設の所有者・管理者は、以下のいずれかに該当する場合に緊急放出届出を行わなければならない。

(i) 当該物質が、CERCLA一〇二条a項の下で要報告量を設定されている場合(三〇四条a項(3)(a)(A))、または

(ii) 当該物質は、CERCLA一〇二条a項の下で要報告量を設定されていないが、一ポンド以上の放出である場合(三〇四条a項(3)(a)(B)(ii))

④ただし、施設が所在する敷地内のみで人が曝露する結果となった放出の場合、緊急放出届出は不要である。

## (2) 緊急放出届出の方法と届出先

放出後速やかに、施設の所有者・管理者は、当該放出によって影響を受ける地域の地区緊急対処計画委員会のコミュニティ緊急コーディネーターと州緊急対処計画委員会に電話、ラジオ、対面などで緊急放出届出を行わなければならない。緊急放出届出の対象となる物質の輸送やそのような輸送に付随する貯蔵の場合は、九一一(緊急電話番号)に通報することで行う。



### (3) 緊急放出届出の内容

緊急放出届出は、通知の時点に知られている範囲で、緊急な結果への対処において遅滞なき限りで、以下の事項を含まなければならない(三〇四条b項②)。

- ① 放出に含まれる化学物質の名称または同一性
- ② 特別有害物質表に記載されているかどうかの表示
- ③ 環境に放出された物質の推計量
- ④ 放出された時刻と時間
- ⑤ 放出された媒体
- ⑥ 緊急事態に伴う既知または予想される急性・慢性の健康リスクと、適切な場合には、被爆者に必要とされる医学的助言
- ⑦ 放出の結果として取るべき適切な予防措置。そうした措置には避難も含まれる。
- ⑧ 詳細の問い合わせ先の名前と電話番号

### (4) 書面による事後届出

緊急放出届出を要する放出が生じた後は、所有者・管理者は、出来るだけ早急に、緊急事後届出書(followup emergency notice)を提出しなければならない。届出書には、緊急放出届出で要求される情報の最新版と、以下に関する情報を含むものとする(三〇四条c項)。

- ① 放出に対して取った措置

②放出に伴う既知または予想される急性・慢性の健康リスク、ならびに

③適切な場合には、被爆者に必要とされる医学的助言

#### (5) 罰則

緊急放出届出義務に違反した者は、違反一件につき二万五千ドルを上限とする民事罰を課される(三二五条b項(1)(A))。違反が継続している間は、日々二万五千ドルを上限とする行政罰を課され続け、さらに、二回目以降の違反の場合には、違反が継続している間、日々七万五千ドルを上限とする行政罰を課され続ける(三二五条b項(2))。故意に違反した者に対しては、二万五千ドルを上限とする刑事罰もしくは二年以下の自由刑またはこれを併科、二回目以降の違反については五万ドルを上限とする刑事罰もしくは五年以下の自由刑またはこれを併科される(三二五条b項(4))。

### 6. その他の報告制度

(1) 有害化学物質の貯蔵に関する報告制度

①MSDSの提出(三二一条)

労働安全衛生法(Occupational Safety and Health Act, OSHA)により製品安全データシート(material safety data sheet, MSDS)の提出を義務付けられている施設で、MSDSの対象となる有害化学物質(hazardous chemical)<sup>(2)</sup>を、連邦行政命令集四〇編三七〇・一〇条において以下のとおり定められた量以上保有する施設の所有者・管理者は、SERC・LEPC・管轄消防庁に、OSHAおよび関連規則による健康ハザード・物理的ハザードの分類に

従つて、名称・通称と有害性について報告しなければならない(三二一条a項)。

・特別危険物質については、五百ポンドまたは基準計画量のいずれか低い量

・ガソリンスタンドのガソリンについては、タンクが完全に地下に埋められている場合で、連邦行政命令集四〇編二八〇部の地下貯蔵タンク(underground storage tank, UST)に関する全ての要求事項または連邦行政命令

集四〇編二八一部の下でEPAによって承認された州のUSTプログラムの要求事項を前年度に常に遵守していた場合には、七万五千ガロン

・ガソリンスタンドのディーゼル燃料については、タンクが完全に地下に埋められている場合で、連邦行政命令集四〇編二八〇部のUSTに関する全ての要求事項または連邦行政命令集四〇編二八一部の下でEPAによって承認された州のUSTプログラムの要求事項を前年度に常に遵守していた場合には、一〇万ガロン

・その他の有害化学物質については、一万ポンド

②緊急・有害化学物質目録の提出(三二二条)

EPAは、二種類の緊急・有害化学物質目録書式(emergency and hazardous chemical inventory form)を作成している。MSDSの提出が義務付けられている施設の所有者・管理者は、毎年、SERC・LEPC・管轄消防庁に対して第一段階書式(Tier Iフォーム)による報告を行わなければならない(三二二条a項)。また、SERC・LEPC・管轄消防庁のいずれかの請求があった場合には、第二段階書式(Tier IIフォーム)による報告も行わなければならない(三二二条a項、同条e項)。

第一段階書式で要求される情報は、OSHAおよび関連規則による健康ハザード・物理的ハザードの分類に従つた、有害化学物質の(i)前年度の最大保有量(推計)、(ii)前年度の一日平均保有量(推計)、(iii)通常の所在である(三二二

条 d 項<sup>(1)</sup>。第二段階書式で要求される情報は、各有害化学物質の(i)名称・通称、(ii)前年度の最大保有量(推計)、(iii)前年度の一日平均保有量(推計)、(iv)貯蔵態様、(v)所在、(vi)特定の有害化学物質の所在に関する情報の秘匿意思の有無である(三二二条 d 項<sup>(2)</sup>)。

## (2) 有毒化学物質放出に関する報告制度(三二三条)

### ① 対象施設

(i) 特定の事業活動を行っている施設または連邦の施設であり、<sup>(20)</sup>(ii) 常時一〇人以上の常勤従業員がおり、(iii) 有毒化学物質(toxic chemical)を年二万五千ポンドを超えて製造・加工しているか、年一万ポンドを超えて使用している施設の所有者・管理者は、毎年七月一日までに、EPAが作成する書式によって、EPAおよび州知事に報告することを義務付けられている(三二三条 a 項)。

### ② 対象物質

報告対象となる有毒化学物質として、現在、五九三の化学物質および三〇の化学物質カテゴリー(chemical category)が指定されている。三〇の化学物質カテゴリーのうち三カテゴリーは個別に指定された六二の物質を含んでいるため、個々に数えると、六八二の化学物質・化学物質カテゴリーを対象としていることになる。<sup>(21)</sup>

### ③ 書式

書式には、書式 R (TRI Form R) と簡易の書式 A (Form A) がある。<sup>(22)</sup> 書式 A は、対象化学物質の年間報告量が五百ポンドを超えず、製造・加工・使用量が百万ポンドを超えない場合に使用することができる。<sup>(23)</sup> ただし、難分解性・生体蓄積性・有毒性物質(PBT chemical)については、上記条件に該当しても、書式 R によらなければならない。<sup>(24)</sup>

④情報公開

EPAは、報告された情報に基づいた有毒化学物質放出目録 (Toxic Release Inventory, TRI) を作成することにより、公衆が対象化学物質に関する情報入手できるようにしなければならない (三二三条h項、同条j項)<sup>(25)</sup>。

C. 大気清浄法の下での事故による化学物質の放出の防止

1. リスク管理計画

大気清浄法 (CAA) 一二二条r項<sup>(26)</sup>は、一九九〇年にCAAが修正された時に追加された。同項に基づき、対象となる化学物質を製造・加工・処理・貯蔵する固定発生源の所有者・管理者は、下記のEPA規則に従って、事故による化学物質の放出を防止するためのリスク管理計画 (Risk Management Plan, RMP) をEPAに登録しなければならない (一二二条r項(7)(B)(iii))<sup>(27)</sup>。RMPは、対象施設のリスク管理プログラムを説明する内容となっている。

2. EPAのリスク管理計画規則

EPAは、大気清浄法一二二条r項(7)に基づき、化学物質関連事故防止のためのリスク管理計画に関する一般的指針 (General Guidance on Risk Management Programs for Chemical Accident Prevention) (40 CFR Part 68) を公表している。なお、特定の産業 (プロパン貯蔵施設、倉庫、化学品流通、アンモニア冷凍、廃水処理プラント) については、追補が公表されている。

(1) 対象となる化学物質と閾値

二〇一一年七月一日時点で計一四〇物質が対象とされている (40 CFR §68.130)。

- ・有毒物質 七七物質 閾値五百〜二万ポンド
- ・可燃性物質 六三物質 閾値一万ポンド

(2) 対象施設の義務

対象施設は、リスク管理プログラムを策定し、プログラムに関する記録 (documentation) を維持しなければならない。リスク管理プログラムには、施設外への結果の解析 (off-site consequence analysis)<sup>(28)</sup>、五年間の事故歴、放出防止プログラム、緊急対処プログラムが含まれる。対象施設は、リスク管理プログラムを実施し、リスク管理計画を定期的に、または特定の過程 (process) その他の変更が生じる場合に、更新しなければならない。

RMPは、二〇〇九年三月からは電子的に登録・更新されるようになった。

(3) 情報の公開

EPAは、緊急対処計画担当者や実施省庁がRMPに関する情報をオンラインで入手可能にしている。緊急対処計画担当者や実施省庁には、連邦・州の規制当局、SEERC、LEPCC、部族緊急対処委員会 (Tribal emergency response commission) が含まれる。

なお、RMP情報のうち施設外への結果の解析に関する情報を公衆が入手するには、連邦閲覧室で閲覧およびノートを取ることによらなければならない。それ以外のRMP情報については、請求によって入手可能とされて

いる。<sup>(30)</sup>

(4) 州による上乗せ・横出し

州は、対象化学物質に関して追加的な義務を課すことも可能であるし、対象物質以外の物質を対象とすることもできる。

D. 油流出の防止

1. 大規模施設からの油流出の防止

(1) 施設対応計画の作成・提出

水質清浄法の下、油濁法 (Oil Pollution Act)<sup>(31)</sup> による修正を受けて、油を貯蔵・使用する一定の施設は、施設対応計画 (Facility Response Plan) を作成・提出することを義務付けられている。詳細は、油汚染防止規則 (Oil Pollution Prevention Regulation)<sup>(32)</sup> の一部として一九九四年七月一日に公表された施設対応計画規則 (Facility Response Plan Rule)<sup>(33)</sup> において定められている。

(2) 対象施設

航行可能水域に油を排出することによって環境に「重大な損害」(substantial harm) を引き起こすと合理的に予

想されうる施設は、施設対応計画を提出しなければならない。

重大な損害を引き起こす可能性がある施設とは、以下の施設である。

- ① 総計四万二千ガロン以上の油貯蔵能力を有し、油を水上の船舶からまたは船舶へ移動させる施設、または
- ② 総計百万ガロン以上の油貯蔵能力を有し、以下の条件のいずれかに該当する施設
  - (i) 各地上貯蔵エリアに十分な二次的な格納設備を有さない場合
  - (ii) 当該施設からの排出が魚類・野生生物・損傷を受けやすい環境に損害を生ぜしめうるような距離にある場合
  - (iii) 当該施設からの排出が公共の飲料水の取水を停止させるような距離にある場合
  - (iv) 過去五年以内に、一万ガロン以上の要報告排出があつた場合

### (3) 施設対応計画の内容

施設対応計画は、全国緊急対策計画 (National Contingency Plan, NCP) および地区緊急対策計画 (Area Contingency Plan, ACP) に合致していなければならない。定期的に更新されなければならない。重要な変更があるたびに承認のために再提出されなければならない。

施設対応計画には以下のものが含まれる。

- ・ 緊急対応アクションプラン
- ・ 施設情報―名前、施設タイプ、所在地、所有者、管理者に関する情報を含む
- ・ 緊急時の届出、設備、人員、避難に関する情報
- ・ 潜在的な流出の危険性および過去の流出の特定と分析



- ・ 小規模、中規模、最悪の排出事故のシナリオと対応措置に関する議論
- ・ 排出探知の手續・設備の詳細
- ・ 対応、格納、処分に関する詳細な実施計画
- ・ 自己点検、訓練・演習、対応訓練の詳細と記録
- ・ 敷地計画 (Facility site plan)、排水、避難計画のダイアグラム
- ・ 防犯設備
- ・ 対応計画カバースシート

## 2. 小規模施設からの油流出の防止

### (1) 流出防止・抑制・対策規則の作成

油汚染防止規則の一部である流出防止・抑制・対策規則 (Spill Prevention, Control, and Countermeasure Rule)<sup>(34)</sup> の下、特定の施設は、流出防止・抑制・対策計画 (SPCC計画) を作成・実施しなければならないが、当該計画は、専門技術者 (Professional Engineer) により検証・証明される必要はなく、自己証明で足りるとされている。

### (2) 対象施設

地上に総計一ワガロン以下油貯蔵施設を有する施設であり、SPCC計画が自己証明された時点から過去三年の間に、(i) 航行可能水域および隣接の海岸線への排出が一度あったが、排出量が千ガロンを超えなかった場合と、(ii) 航行可能水域および隣接の海岸線への排出が二度あったが、各排出量が四二ガロンを超えず、かつ、各排出の間が

一二月以上であった施設が対象となる。

### (3) SPPCC計画の内容

①対象施設の有する個々の油貯蔵容器が五千ガロンを超えない場合、当該施設（Tier I施設と呼ばれる）は、連邦行政命令集四〇編一一二部の付録Gの書式<sup>(35)</sup>に記入することで、自己証明した計画を作成することができる。

②対象施設の有する油貯蔵容器のうち、一つでも五千ガロンを超えている場合、当該施設（Tier II施設と呼ばれる）は、連邦行政命令集四〇編一一二七条等<sup>(36)</sup>にしたがって、自己証明した計画を作成しなければならない。

## IV. 有害物質の放出または油の流出に関する災害・事故時の対応

### 1. 全国緊急対策計画

全国緊急対策計画（NCP）—正式名称は全国油・有害物質汚染緊急対策計画（National Oil and Hazardous Substances Pollution Contingency Plan）<sup>(37)</sup>—は、連邦政府の計画である。NCPの目的は、油の流出や有害物質等の放出への準備・対応のための組織の構造・手続を提供することである（40 CFR § 300.1）。

最初のNCPは、一九六七年にイギリス沖で生じたトリイ・キャニオン号座礁事件を契機として、翌一九六八年に策定・公表された。この事件で対応した政府関係者が直面した問題を避けるため<sup>(38)</sup>、アメリカの水域で生じる可能性のある油流出に対処するための協調的アプローチを策定したのである。

NCPは、一九七二年水質清浄法により、油の流出に加えて有害物質の放出に対応するための枠組みも含むこと

になった。そして、CERCLAの制定により、NCPは、有害廃棄物サイトでの緊急除去措置を要求する放出も対象にするよう拡充された。最新版は、一九九〇年油濁法の油流出に関する規定を反映して一九九四年に改正されたものである。

## 2. 有害物質に関する災害・事故への対応の流れ

### (1) 防御の最前線

有害物質の放出や油の流出が生じた場合、放出・流出に責任を負う企業、対応請負業者 (response contractor)、地元の消防署・警察署、地元の (地方公共団体の) 緊急対応担当職員が防御の最前線に立つ。地元の能力を超えた場合には、州の機関が地元の対応を支援するか地元で代わって対応する。地方政府または部族政府が、有害物質の放出に対して暫定的な緊急措置を行うにあたってそのための予算がない場合には、地方政府償還プログラム (Local Governments Reimbursement Program) から事故一件あたり二万五千ドルまで償還を請求することができる。

### (2) 連邦の関与

有害物質の放出または油の流出量が届出を要する場合、放出・流出に責任を負う企業は、全国対応センター (NRC) に通報することが義務付けられている (40 CFR § 300.125(a))。NRCは、通報後すみやかに、放出・流出地点を管轄する現場推進責任者 (On Scene Coordinator, OSC) に伝達する (同)。

OSCは、地元による対応状況を判断し、連邦の関与が必要かどうか、必要ならばどの程度関与すべきかを判断するために状況を観察する。OSCは、以下の状況において、対応の指揮をとる。

・有害物質の放出または油の流出に責任を負う者―潜在的責任当事者 (potentially responsible party) ―が不明または協力的でない場合

・当該流出・放出が、企業・地元・州の対応能力を超えると判断する場合、または

・油の流出事故に関して、その流出の規模や性質のため、公衆の健康と福祉に重大な脅威を及ぼすと判断する場合

OSCは、放出・流出への対応に関して追加的支援を要請することができる。そのような追加的支援には、追加の請負業者や、EPAの環境対応チーム (Environmental Response Team, ERT) からの技術支援、EPAや海洋大気局 (National Oceanic and Atmospheric Administration, NOAA) からの科学支援コーディネーター (Scientific Support Coordinator) が含まれる。OSCはまた、専門的技術や知識を利用するため、また、追加的な後方支援を提供するため、地域対応チーム (Regional Response Team, RRT) からの支援を求めることができる。加えて、全国対応チーム (National Response Team, NRT) は、事故の間、OSCおよびRRTを後方支援する。

### 3. 全国対応チーム (40 CFR § 300.110)

#### (1) 全国対応チームの役割

全国対応チーム (NRT) は災害・事故に直接的に対応するわけではないが、対応に関する三つの活動―情報の流布、緊急事態に関する計画、緊急事態に対する訓練―に責任を負っている。また、NRTは、地域対応チーム (RRT) を支援する。

#### ①情報の流布

NRTは、有害物質の放出または油の流出に関する技術・財政・運用に関する情報をチームの構成員全員に伝える責任を負う。そうした情報は、第一次的には、対応委員会 (Response Committee)、予防委員会 (Preparedness Committee)、科学・技術委員会といった特定の問題を焦点にした委員会によって収集され、他の構成員に伝えられる。

### ② 緊急事態に対する計画

NRTは、NRTにおける連邦諸機関の役割の概要が、全国緊急対策計画 (NCP) において明確に説明されているようにしている。大規模事故の後には、対応の効果がNRTによって入念に評価される。NRTは、NCPおよび全国対応システムの改善のための提言を行うために、評価を通じて集められた情報を用いることができる。RRTは地域緊急対策計画 (Regional Contingency Plan, RCP) を策定するためにNRTに支援を求めることができる。NRTはまた、RCPが、緊急対応において連邦の方針に従っているかどうかを判断するために、それらを審査することができる。

### ③ 緊急事態に対する訓練

訓練は、油の流出または有害物質の放出に備える連邦の戦略にとつて重要である。多くの訓練は州政府や地方政府によって行われているが、NRTは、訓練コースや訓練プログラムを作成し、連邦による訓練の取組みをコーディネートし、地域・州・地方の職員に訓練の必要性と訓練コースに関する情報を与える。

(2) 全国対応チームの構成員とその役割・責任

① EPA

全国対応チームの長は、EPA職員が務めている。EPAは、現場推進責任者(OSC)、内陸での流出に対しては科学支援コーディネーター、スーパーファンド法に基づく有害廃棄物修復措置に関しては修復プロジェクト・マネージャー(Remedial Project Manager)を派遣する。

また、EPAは、環境対応チーム(ERT)に資金を拠出しており、OSCの要請に応じて、災害・事故対応が地域の利用可能なリソースを超える場合にERTを派遣する。ERTは、サイトアセスメント、健康・安全問題、アクションプランの策定、汚染のモニタリングに関する支援を提供することができる。

さらに、EPAからは、環境法を解釈するために、法律専門家を得ることができる。

② 合衆国沿岸警備隊

全国対応チームの副長は、合衆国沿岸警備隊の職員が務めている。沿岸警備隊は、海岸地域での災害・事故に対してOSCを派遣しており、全てのRRTの共同長である。

沿岸警備隊は、四六ある港湾長管轄地域(Captain of the Port Zone)において二四時間対応の施設を維持・管理しており、それらの施設は、沿岸水域における放出に対して指揮・統制・監視を行っている。

沿岸警備隊は、NRCを運営しており、大規模な海洋汚染事故に対応するために特別に訓練され、態勢が整っている国家機動部隊(National Strike Force)を維持している。沿岸警備隊の油防除隊(Strike Team)は、太平洋岸およびメキシコ湾岸に拠点を置いている。

沿岸警備隊長官は、水質清浄法に基づいて設置された油汚染責任信託基金(Oil Pollution Liability Trust Fund)の

管理者の役割も果たしている。

③ 連邦緊急事態管理庁

災害・事故対応時、連邦緊急事態管理庁 (Federal Emergency Management Agency, FEMA) は、人の移動の支援 (relocation assistance) を調整することにおいて主導機関に助言と援助を与える。FEMAは、州政府・地方政府の緊急事態の予防、計画、訓練、演習において、ガイダンスやポリシー、技術支援を提供する。

④ 国防総省

国防総省 (Department of Defense) は、油・有害物質がその管轄下にある施設から放出された場合に対応する。同省は、要請に応じて、合衆国海軍の油流出の封じ込め・回復のための機材と人員、船舶の引き揚げ・船上での被害対策・潜水のための機材を、合衆国海軍から提供することができる。同省はまた、航行可能水域の障害物の除去や船舶の構造の修繕において、合衆国陸軍工兵部隊の設備と専門性を利用可能にすることもできる。

⑤ エネルギー省

エネルギー省 (Department of Energy) は、有害物質が同省の施設から放出された場合、または、同省の管理下で輸送されていた物質が流出した場合に、OSCを提供する。また、放射性物質に関わる緊急な危険を管理するにあたって、同省の職員が支援する。

⑥ 農務省

農務省 (Department of Agriculture) は、土壌・水・野生生物・植生を含む自然資源が有害物質によって影響を受けている場合に、その状況を測定、評価し、観察する。

農務省はまた、以下の組織からの専門性を提供する。

- ・ 森林局 (Forest Service)
- ・ 農業研究局 (Agriculture Research Service)
- ・ 自然資源保全局 (Natural Resources Conservation Service)
- ・ 食品安全検査局 (Food Safety and Inspection Service)
- ・ 動植物検疫局 (Animal and Plant Health Inspection Service)

⑦ 商務省

商務省 (Department of Commerce) は、米国海洋大気局 (NOAA) を通じて、油その他の有害物質の移動と分散を予測するための有害性評価と流跡線のモニタリングを含む、沿岸海域におけるリソースと緊急対策計画のための科学的支援を提供する。NOAAは、繊細な沿岸の環境についての情報に寄与し、実際のおよび予測される気象・水文・氷・海洋の状況に関するデータを提供する。NOAAはまた、管理・保護する海洋生物資源のための自然資源受託者としての役割を果たす。

⑧ 保健社会福祉省

保健社会福祉省 (Department of Health and Human Services, HHS) は、対応時の健康ハザードを評価する。HHSの機関のうち、有害物質・特定疾病対策庁 (Agency for Toxic Substances and Disease Registry, ATSDR) や国立環境健康科学研究所 (National Institutes for Environmental Health Sciences, NIEHS) 等は健康影響に関する情報を維持・提供している。また、国立環境健康科学研究所は、油流出の健康影響に関する訓練も提供する。

⑨ 内務省

内務省 (Department of Interior) は、自然資源、絶滅の危機に瀕した種、連邦の土地・水域に関する専門性に寄



与し、ネイティブ・アメリカン居留地と合衆国の準州に責任を有する。内務省の地方環境官 (Regional Environmental Officers) は RRT の構成員である。内務省は、それが維持・管理する資源に関する自然資源受託者としての役割を果たす。内務省内で専門性を有する機関には、以下が含まれる。

- ・ 魚類・野生生物局 (Fish and Wildlife Service)
- ・ 地質調査所 (Geological Survey)
- ・ インディアン局 (Bureau of Indian Affairs)
- ・ 土地管理局 (Bureau of Land Management)
- ・ 鉱物管理局 (Minerals Management Service)
- ・ 鉱山局 (Bureau of Mines)
- ・ 国立公園局 (National Park Service)
- ・ 開拓局 (Bureau of Reclamation)
- ・ 地表採炭・開拓執行室 (Office of Surface Mining and Reclamation Enforcement)
- ・ 領土室 (Office of Territorial Affairs)

⑩ 司法省

司法省 (Department of Justice) は、排出・放出、連邦機関の対応から生じる法的問題に専門的助言を与える。また、同省は、排出・放出に関する訴訟において、連邦政府を代理する。

⑪ 労働省

労働省 (Department of Labor) は、労働安全衛生局 (Occupational Safety and Health Administration) を通じて、

有害廃棄物サイトを、現場の労働者がハザードから保護されていることを確保するため、当該サイトが安全や健康に関する基準や規則に従っているかどうかを判断するために、安全と健康に関する検査を実施する。

⑫ 運輸省

運輸省 (Department of Transportation) は、調査特別プログラム庁 (Research and Special Programs Administration) を通じて、油・有害物質の輸送に関する専門性を提供する。同庁は、規制された有害物質の梱包・取扱い・輸送上の義務に専門的助言を提供する。同庁は、有害物質規則 (49 CFR Parts 100-199) の制定・執行、緊急対応ガイドブックの作成、防衛行動決定戦略 (protective action decision strategy) や実施シナリオ (exercise scenario) の支援その他の機能を果たす。

⑬ 原子力規制委員会

原子力規制委員会 (Nuclear Regulatory Commission) が許可を与えた者から放射性物質が放出された場合には、同委員会がその事故対応計画に従って対応する。

⑭ 国務省

国務省 (Department of State) は、国際的な緊急事態対策計画を策定することにおいて主要な役割を果たしている。同省は、排出・放出が国境を越えている場合や海外の船舶からの排出・放出である場合に、国際的な対応への取組みを調整することに助力する。同省はまた、海外の政府からの援助の要請も調整する。

⑮ 一般調達局 (General Services Administration)

⑯ 財務省 (Treasury Department)

#### 4. 地域対応チーム (40 CFR § 300.115)

地域対応チーム (RRT) もまた、連邦政府・州政府・地方政府からの代表からなる省庁間組織である。RRTには、地域で分かれた一三の常設チームと、特定の事故について編成されるチームがある。

RRTの四つの主要な責務は、①対応、②計画、③訓練、④調整である。

##### ① 対応

連邦機関の現地事務所および州の機関のために、現場推進責任者 (OSC) の支援要請に対応する能力に関する情報を交換するフォーラムを提供する。NRTと同様、RRTは放出・流出に直接的に対応するものではないが、要請に応じて、対応を支援するために技術的助言、機材、人員を提供する。

##### ② 計画

各RRTは、実際の事故時の連邦機関・州機関の役割を明確にするために、地域緊急対策計画を策定する。事故の後、RRTは、地域の対応に伴う問題点を特定するためにOSCの報告書を検討し、必要に応じて計画を改良する。

##### ③ 訓練

RRTの構成員である連邦の諸機関は、連邦・州・地方の機関が自らの緊急対応活動を調整する能力をテストするため、地域計画のシミュレーション演習を提供する。

##### ④ 調整

RRTは、その地域内の連邦・州の機関から得られるリソースを特定する。そのようなリソースには、化学物質

の放出や油の流出に対処するための機材、ガイダンス、訓練、技術的専門性が含まれる。地域にほとんどリソースがない場合には、RRTは、事故時に十分なリソースを確保するために連邦・州の機関からの援助を要請することができる。

## 5. 現場推進責任者

現場推進責任者(OSC)は、排出・放出現場で対応への取組みを指示し、その他あらゆる取組みを調整する役割を果たす(40 CFR §300.120a)。EPAと合衆国沿岸警備隊は、各地域の全ての地区にOSCを選任しておかなければならない(同)。合衆国沿岸警備隊は、油の排出および沿岸地域への有害物質・汚染物質・汚濁物の放出または放出のおそれに対してOSCを選任する。EPAは、陸上での排出・放出またはそれらのおそれに対してOSCを選任する(同)。

## 6. 油の除去

### (1) 対応の優先順位

全国緊急対策計画は、対応措置実施中に最優先されるべきものを人の生命の安全、次に優先されるべきものを状況の安定化、と順位づけている(40 CFR §300.317)。

### (2) 一般的な対応のパターン

現場推進責任者(OSC)が排出の報告を受けた場合には、OSCは、通常、以下のような流れで対応を行う。

①合衆国の公衆の健康・福祉または環境への脅威、汚染物質のタイプ・量、排出源のような関連情報を判断するために報告を調査する (40 CFR § 300. 320(a)(1))。

②排出の規模とタイプを公式に分類し、効果的かつすみやかに確実に排出を除去・緩和・防止するために取るべき行動方針を決定する (40 CFR § 300. 320(a)(2))。

③排出の効果的で速やかな除去・緩和・防止が民間当事者の取り組みによって達成できると判断し、かつ、当該排出が合衆国の公衆の健康・福祉に重大な脅威を与えない場合には、責任当事者等が除去を適切に実施しているかどうかを判断する (40 CFR § 300. 320(a)(3))。

④適切な場合には、州または行政機関が除去措置を行う能力を有するかどうか判断する。その場合、OSCは、これらの措置を支援する資金を手配することができる (40 CFR § 300. 320(a)(4))。

⑤地域緊急対策計画 (RCP) および地区緊急対策計画 (ACP) に従って、影響をうける自然資源の受託者に速やかに通知する (40 CFR § 300. 320(a)(5))。

除去は、OSCが影響を受けた州の知事と協議のうえで完了したと判断した場合に完了する (40 CFR § 300. 320(b))。

### (3) 除去措置の指示

OSCは、上記報告の調査の過程で、排出が合衆国の公衆の健康・福祉 (魚介類・野生生物その他の自然資源、合衆国の公有・私有の海岸および海岸線を含む) に重大な脅威を与えるかどうかを判断しなければならない (40 CFR § 300. 322(a))。判断要素には、排出の規模・性質、合衆国の公衆の健康・福祉への脅威の性質が含まれる (同)。得られた情報に基づいて、OSCは、そのような脅威の評価を実施しなければならない (同)。

OSCの調査によってそのような排出が合衆国の公衆の健康・福祉に重大な脅威を与えているかそのおそれがあることが示されたならば、適切な場合には、OSCは、排出を除去するため、または、そのような排出の脅威を緩和・防止するため、連邦・州・民間に措置を取るよう指示しなければならぬ(40 CFR § 300.322(b))。

#### (4) 資金

水質清浄法(CWA)三二一条に基づいて実施される油の除去については、一定の状況においては、油汚染責任信託基金が利用できる(40 CFR § 355.33 CFR Part 156)。油汚染の責任当事者は、CWA三二一条f項、油濁法一〇〇二条その他の連邦法に基づいて、連邦の除去・損害に関する費用に責任を負う(40 CFR § 355(a))。

### 7. 有害物質の除去

#### (1) 除去措置の実施<sup>(40)</sup>

放出に対して取るべき措置の適切な範囲を判断することにおいて、主導機関は、まず、除去措置を取ることが適切かどうかを判断するために、除去に関するサイト評価、もし過去に修復に関するサイト評価が行われていたら、それを通じて生みだされた情報、現在のサイトの状況を検討することになる(40 CFR § 300.415(a)(1))。その際、放出の責任当事者が明らかである場合には、当該責任当事者自身が必要な除去措置を迅速かつ適切に実施することができるかどうかの判断を、実行可能な範囲で行うことになっている。(40 CFR § 300.415(a)(2))。

放出が生じたサイトが全国優先地域順位表(National Priority List, NPL)に含まれているかどうかを問わず、主導機関が合衆国の公衆の健康・福祉または環境に脅威があると判断した場合には、主導機関は、放出または放出のお

それを軽減・防止・最小化・安定化・緩和・除去するために、適切な除去措置をとることができらる (40 CFR § 300. 415(b)(1))。除去措置の適切性を判断する要素は以下のとおりである。

①有害物質・汚染物質・汚濁物質への近隣の人・動物・食物連鎖の実際の曝露または曝露のおそれ (40 CFR § 300. 415(b)(2)(i))

②飲料水供給設備または損傷を受けやすい生態系の実際の汚染または汚染のおそれ (40 CFR § 300. 415)

③樽・タンクその他の大量貯蔵容器内の有害物質・汚染物質・汚濁物質が放出されるおそれ (40 CFR § 300. 415(b)(2)(iii))

④土壌の表面のほとんどまたは表面近くにある高レベルの有害物質・汚染物質・汚濁物質の移動可能性 (40 CFR § 300. 415(b)(2)(iv))

⑤有害物質・汚染物質・汚濁物質が移動または放出される原因となり得る気象状況 (40 CFR § 300. 415(b)(2)(v))

⑥火災・爆発のおそれ (40 CFR § 300. 415(b)(2)(vi))

⑦他の適切な連邦・州の放出に対応するメカニズムの利用可能性 (40 CFR § 300. 415(b)(2)(vii))

⑧合衆国の公衆の健康・福祉または環境へ脅威を与える可能性があるその他の状況・要素 (40 CFR § 300. 415(b)(2)(viii))

## (2) 現場推進責任者の役割

現場推進責任者 (OSC) は、水質清浄法 (CWA) 上の有害物質に関して、以下のことができる。

①いつでも、放出を除去し、除去を手配し、放出の重大なおそれを緩和・防止すること (40 CFR § 300. 415(c)(1))

(1)

② 放出を除去する連邦・州・民間の措置を指示・観察すること (40 CFR § 300.415(c)(1)(ii))、ならびに

③ 利用可能な手段によって、CWA上の有害物質を放出している、または放出のおそれがある船舶を除去し、必要な場合には破壊すること (40 CFR § 300.415(c)(1)(iii))

OSCの調査によってCWA上の有害物質の放出が合衆国の公衆の健康・福祉に重大な脅威を与えることが示されたならば、適切な場合には、OSCは、放出を除去するため、または、そのような放出の脅威を緩和・防止するため、連邦・州・民間に措置を取るよう指示しなければならない (40 CFR § 300.415(c)(2))。

## 8. 国家対応枠組

国土安全保障大統領指令五「国内事故の管理」(Management of Domestic Incidents)は、国土安全保障長官に、国内の国家重大事態 (Incident of National Significance) への対応を調整することを義務付けている。

化学物質の放出や油の流出が、国土安全保障長官によって国家重大事態であると判断された場合には、国土安全保障省の国家対応枠組 (National Response Framework, NRF) が全国緊急対策計画に優越する。

NRFとは、災害・事故の大小を問わない、あらゆるハザードへの国家による対応を記した文書である。NRFは、その付属文書において、事故を類型化し、類型化された事故が生じた時に最も必要とされそうな能力とリソースを「緊急支援機能」(Emergency Support Function, ESF)としてまとめている。油および有害物質に関わる事故への対応においては、EPAが主導機関および調整機関となり、固形廃棄物・緊急対応局緊急管理課が対応を先導することが定められている。<sup>(4)</sup>



## 9. 放射性物質の放出に関する災害・事故時の対応

### (1) EPAの権限と責務の根拠

EPAは、平時の放射性物質の放出に関わる緊急事態についても対応する権限と責務を有する<sup>(42)</sup>。その権限と責務は様々な根拠から導かれるものであり、主なものは以下のとおりである。<sup>(43)</sup>

#### ① 制定法

- ・ 公衆衛生法 (Public Health Service Act) (42 U.S.C. § 201 et seq.)
- ・ 包括的環境対処補償責任法
- ・ ロバート・T・スタフォード災害救助・緊急事態支援法 (Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act) (42 U.S.C. § 5121 et seq.)

#### ② 規則

- ・ 全国油・有害物質汚染緊急対策計画
- ・ 商用原子力発電所—緊急対処計画 (Commercial Nuclear Power Plants: Emergency Preparedness Planning) (44 CFR Part 352)

#### ③ 連邦法による緊急対処計画

#### ④ EPA長官による命令・大統領令

- ・ 連邦緊急事態管理 (Federal Emergency Management) に関する大統領令 (EO 12148)
- ・ 緊急事態準備の責任分担 (Assignment of Emergency Preparedness Responsibilities) に関する大統領令 (EO

12656)

・国家安全保障局の設置に関する大統領令 (EO 13228)

⑤大統領決定指令

- ・合衆国の対テロ方針 (U.S. Policy on Counterterrorism) に関する大統領決定指令 (PDD 39)
- ・国土および在外アメリカ人への非通常型脅威に対する保護 (Protection Against Unconventional Threats to the Homeland and Americans Overseas) に関する大統領決定指令 (PDD 62)
- ・重要インフラ保護 (Critical Infrastructure Protection) に関する大統領決定指令 (PDD 63)
- ・立憲政府の持続と政府機能の継続 (Enduring Constitutional Government and Continuity of Government) に関する大統領決定指令 (PDD 67)

⑥国土安全保障大統領指令

- ・国内事件の管理 (Management of Domestic Incidents) に関する国土安全保障大統領指令 (HSPD-5)
- ・重要インフラ特定・優先順位付け・保護 (Critical Infrastructure Identification, Prioritization, and Protection) に関する国土安全保障大統領指令 (HSPD-7)

・国家準備 (National Preparedness) に関する国土安全保障大統領指令 (HSPD-8)

⑦国際的な計画・条約

- ・合衆国・カナダ放射線緊急事態対応共同計画 (United States-Canada Joint Radiological Emergency Response Plan)
- ・原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約 (International Atomic Energy Agency Convention on Assistance in the Case of a Nuclear Accident or Radiological Emergency)

・原子力事故の早期通報に関する条約 (International Atomic Energy Agency Convention on Early Notification of a Nuclear Accident)

(2) 放射性物質緊急対応チーム

放射性物質の放出に関わる緊急事態に対しては、EPA自らが対応の中心になる場合と他の機関を支援する場合とを問わず、EPAは、放射性物質緊急対応チーム (Radiological Emergency Response Team, RERT) を現場に派遣することができる。

RERTのメンバーは、以下に配置されている。

・EPA本部

・EPAの各地域事務所 (一〇か所)

・国立分析環境放射線研究所 (National Analytical Environmental Radiation Laboratory)

・国立放射線現場作戦センター (National Center for Radiation Field Operations)

RERTは、EPAのスーパーファンド・プログラム、連邦・州・地方政府とともに緊急事態に対応する。

(3) 放射性物質の放出に関わる緊急事態への準備

① 対処計画・手続の策定

EPAは、他の連邦機関・州政府・地方政府・他国とともに、放射性物質の放出に関わる緊急対処計画・手続を策定する。EPAの地域放射線プログラム (Regional Radiation Program) の職員は、州・地方・部族の緊急対処プ

プログラムを審査する。

②緊急事態への初動要員のためのガイダンス・訓練の提供

EPAは、緊急事態への初動要員となる地方・州の緊急対処機関のために「防御行動ガイド」<sup>(4)</sup>を提供している。

これは、放射性物質の放出に関わる緊急事態時に、人と環境を保護するための特定の行動をとるべきかどうかを判断するのに役立つ基準を初動要員に提供する。

③訓練の実施・参加

REERTその他の緊急対処機関は、放射性物質の放出に関わる緊急事態をシミュレートした訓練を通じて、対処計画をテストする。

(4)放射性物質の放出に関わる緊急事態への対応

①EPA自らが対応の中心となる場合

EPAは、他の連邦機関によって規制されていない、または、所有されていない放射性物質に関わる事故への連邦による対応を調整する。さらに、EPAは、合衆国またはその領域に影響を与える可能性のある海外の放射性物質事故への合衆国の対応を調整する。

②EPAが他の機関を支援する場合

他の連邦機関によって規制されているか所有されている放射性物質に関わる緊急事態については、EPAは、以下を行うことによって、国土安全保障省、調整を行う連邦機関、影響を受ける州・地方政府を積極的に支援する。

・環境モニタリング、サンプリング、データ分析を実施すること

・EPAの放射線モニタリングシステム「ラドネット」(RadNet)<sup>(45)</sup>を通じて、放射性物質の放出が公衆衛生および環境へ与える影響を評価すること

・放射能汚染の封じ込めおよび浄化に関する技術的助言を提供すること

・汚染サイトの修復・回復を支援すること

さらに、EPAは、「防衛行動ガイド」を通じて、放射線被爆から人・資源・環境を保護することに関する指針を初動要員に提供する。

③国土安全保障省が連邦の対応を調整する場合

既述のとおり、国家重大事態については、国土安全保障省が連邦の対応を調整する。

## V. おわりに

アメリカの有害物質(放射性物質を含む)および油に係る災害・事故時の対応に関する法的枠組みについて調査した結果、以下のことが明らかになった。

・アメリカでは、有害物質の放出または油の流出に係る災害・事故に備えて、対象施設に対して防災計画を作成させて行政庁に提出させることを法律で義務付けている。

・アメリカでは、有害物質の放出または油の流出に係る災害・事故時に備えて、①災害・事故情報を一元的に集約する仕組みが構築されており、②災害・事故現場において誰が対応すべきかを判断する責任者が連邦の対応が必要であると判断した場合に各連邦機関が行うべき対応が、事前に定められている。とりわけ放射性物質の放出に係る災害・事故については、EPAが主導機関または調整機関となつて緊急に対応することとされていることから、

同庁は、専門チームを常設し、そのメンバーを全国に配置している。

日本においては、環境法である大気汚染防止法および水質汚濁防止法には、対象となる工場・事業場の事故時の応急措置および通報・届出に関する規定があるのみで、災害・事故時に備えた計画の作成を義務付ける規定はない（大防法一七条、水濁法一四条の二）<sup>46</sup>。災害・事故の発生が不可避である以上、その被害を最小限に抑えるために、防災計画の作成を求めることが望ましい。この点、アメリカの有害物質（放射性物質を含む）および油に係る災害・事故時の対応に関する法的枠組みは、ひとつの参考になる。

〔本稿は、環境省請負調査―平成24年度諸外国における環境法制に共通的に存在する基本問題の収集分析業務のうち、筆者が担当したアメリカに関する調査の過程で得られた情報をまとめたものである。〕

## 注

- (1) U.S. Environmental Protection Agency, Emergency Response and Cleanup Activities, [http://www.epa.gov/oem/content/er\\_cleanup.htm](http://www.epa.gov/oem/content/er_cleanup.htm) (二〇一三年二月一七日閲覧)。
- (2) 被規制者にとって、自身が法規の対象施設であるかどうかは重要なところである。EPAでは、後述のCERCLA、EPCRA、CAA一―二条r項の対象物質をまとめて検索可能にしている。リストの最新版(二〇一二年一〇月版)は<http://www.epa.gov/oem/tools.htm#id>からアクセス可能である(二〇一三年二月一七日閲覧)。
- (3) 42 U.S.C. §§ 9601-9675.
- (4) 33 U.S.C. § 1251 et seq.

- (5) 33 U.S.C. § 1321(b)(2)(A).
- (6) 42 U.S.C. § 6921.
- (7) 33 U.S.C. § 1317(a).
- (8) 42 U.S.C. § 7412.
- (9) 15 U.S.C. § 2606.
- (10) 40 CFR § 302.4, Table 302.4. 同表では、CERCLAの有害物質がアルファベット順に並べられているが、付表A (Appendix to 302.4) ではCAS番号順に並べられている。
- (11) 40 CFR § 302.4, Table 302.4, Appendix B.
- (12) 33 U.S.C. § 1321(b)(4).
- (13) US EPA, Substances Covered Under Reporting Requirements, [http://www.epa.gov/oem/content/reporting/faq\\_subs.htm](http://www.epa.gov/oem/content/reporting/faq_subs.htm) (二〇一三年二月十七日閲覧)。各有害物質・放射性核種の要報告量の数値については、40 CFR § 302.4を参照。
- (14) 同編は、連邦法上の犯罪および刑事手続について規定している。
- (15) 42 U.S.C. §§ 11001-11050.
- (16) Pub. L. No. 99-499 (1986).
- (17) 一九八四年二月二日深夜、インドのボパールにある米系企業ユニオンカーバイド・インド社工場で爆発事故が発生し、三日未明にかけて流出したインシアン酸メチルにより大量の死傷者が出た事件である。
- (18) US EPA, Substances Covered Under Reporting Requirements・前掲注二三を参照。
- (19) 本条での「有害化学物質」の定義は、連邦行政命令集二九編一九一〇・二二〇〇条c項でなされているが、例えば食品医薬品局が規制する食品・食品添加物・着色添加物・医薬品・化粧品は対象外とされるなど、例外がある(42 U.S.C. § 11021(e))。
- (20) 対象施設に該当するかどうかは、<http://www.epa.gov/tri/coveredindustries/index.html>で確認する(2013年二月一八日閲覧)。

- (21) 個々の有毒化学物質は、<http://www.epa.gov/tri/trichemicals/index.htm>で確認することができる(二〇一三年二月一日閲覧)。
- (22) 年度毎の各書式は[http://www.epa.gov/tri/reporting\\_materials/forms/index.html](http://www.epa.gov/tri/reporting_materials/forms/index.html)で入手することができる(二〇一三年二月一日閲覧)。
- (23) TRI Alternate Threshold for Facilities with Low Annual Reportable Amounts, 59 Fed. Reg. 61488 (Nov. 30, 1994).
- (24) U.S. Environmental Protection Agency, Toxic Chemical Release Inventory Reporting Forms and Instructions (Revised 2012 Version), EPA 260-R-13-001 (Feb. 2013) 85.
- (25) TRI 情報の入手・分析は、<http://www.epa.gov/tri/tridata/index.html>から行なうことができる(二〇一三年二月二七日閲覧)。
- (26) 42 U.S.C. § 7412(f).
- (27) 最初の履行期限である一九九九年六月二〇日までに、約六万四千施設が RMP を提出した。
- (28) 施設外への結果の分析は、最悪シナリオ (worst-case release scenario) の分析と代替シナリオ (alternative release scenario) の分析からなる。U.S. Environmental Protection Agency, General Risk Management Guidance, Chapter 4, 1-2 (Apr. 2004).
- (29) 緊急対処プログラムには、緊急対処計画、緊急対処機材の使用等の手順、従業員の訓練、当該プログラムが最新であることを確保する手続きが含まれる。U.S. Environmental Protection Agency, General Risk Management Guidance, Chapter 8, 2-3 (Apr. 2004).
- (30) 詳細は <http://www.epa.gov/om/content/rmp/readingroom.htm> を参照(二〇一三年二月一日閲覧)。
- (31) 33 U.S.C. § 2701 et seq.
- (32) 40 CFR Part 112.
- (33) 40 CFR §§ 112.20 and 112.21.
- (34) 40 CFR §§ 112.3 - 112.12.
- (35) 書式は、<http://www.epa.gov/emergencies/content/spcc/tier1temp.htm> から入手可能である(二〇一三年二月二八日閲覧)。



- (36) 40 CFR § 112.7 and Subparts B or C.
- (37) 40 CFR Part 300.
- (38) アメリカのユニオン・オイル社がトリー・キャンニオン号を裸用船していた。
- (39) National Oil and Hazardous Substances Pollution Contingency Plan: Final Rule, 59 Fed. Reg. 47386 (Sep. 15, 1994).
- (40) 加藤一郎・森島昭夫・大塚直・柳憲一郎監修／安田火災海上保険(株)・(株)安田総合研究所編『土壌汚染と企業の責任』(有斐閣、一九九六年) 九六一―〇一頁が参考になるが、該当部分の記述が CERCLA 一〇四条 b 項に基づく除去措置に関する説明であることに留意が必要である。なぜなら、40 CFR § 300.415 a(3)が、「本条は、CERCLA 一〇四条 b 項に基づいて講じられる除去措置には適用されない。そのような除去措置のための基準は CERCLA 一〇四条 b 項に規定されている。」としているからである。
- (41) 詳細は ESF # 10 - Oil and Hazardous Materials Annex を参照。
- (42) 詳細は <http://www.epa.gov/radiation/rert/index.html> を参照 (二〇一三年二月一七日閲覧)。
- (43) 詳細は <http://www.epa.gov/radiation/rert/authorities.html> を参照 (二〇一三年二月一七日閲覧)。
- (44) 防衛行動ガイドその他の関連文書は <http://www.epa.gov/radiation/rert/pags.html> からダウンロード可能である (二〇一三年二月一七日閲覧)。
- (45) ラドネットは、<http://www.epa.gov/radnet/radnet-data/index.html> から閲覧可能である (二〇一三年二月二八日閲覧)。
- (46) 石油コンビナート等災害防止法には、災害に関する応急措置・通報義務に関する諸規定のほかに、防災に関する規定が置かれつつある。

— おおさか えり・法学部准教授 —